

第1章 ガイドライン策定の目的と位置づけ

<目的>

- ・富山県内で発生している住民等の農業用水路等への転落事故を未然に防止することを目的として、転落事故の状況やヒヤリハット事例等から傾向分析を行い、効果的な事故防止対策の方向性を示したガイドラインを策定する。
- ・このガイドラインを基本として、県・市町村の行政と、土地改良区をはじめとする関係団体、地域の多様な組織（以下「地域組織等」という。）の連携を通じた、農業用水路への転落事故防止に向けた意識啓発や必要な事故防止対策の推進につなげる。

<位置づけ>

- ・本ガイドラインは、農業用水路等に着目し、これまで発生した転落事故について、研究・分析等を行い、事故が発生しやすい地域や場所、その事故防止対策等を検討した結果を一般県民に向けたガイドラインとしてまとめたものである。
- ・事故防止対策の実施にあたっては、まずは、自己啓発や家庭内での注意喚起（コミュニケーション）が必要不可欠であるが、加えて、行政、関係団体や地域組織等との連携及び役割分担により、地域の実情に応じた効果的な対策がソフト・ハード両面から総合的に実施されることが重要である。
- ・なお、本ガイドラインは、今後も事故防止対策の強化を図る観点から、PDCAサイクル（計画（Plan）、対策（Do）、評価・検証（Check）、改善（Act））による評価を行い、必要に応じて内容の見直し・充実を図ることとしている。